

尾久の原公園マネジメントプラン

尾久の原公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	33-3
I 尾久の原公園の基礎的事項	33-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 尾久の原公園の開園概要	33-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 尾久の原公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	33-7
2 取組方針	33-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	33-15
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
尾久の原公園の現況写真	
<資料編>	33-19
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 尾久の原公園に関する資料	



はじめに

「尾久の原公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 尾久の原公園の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第6・5・13号尾久の原公園
- ・位置 荒川区東尾久七丁目地内
- ・面積 10.0ha
- ・種別 運動公園
- ・決定告示 (当初)平成元年3月20日 東京都告示第286号

(2) 尾久の原公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京区部北部に位置する都市計画公園である。計画区域の大部分は、旧旭電化工業(株)尾久工場の跡地で、下水道施設上部を含めた土地利用が計画されている。北側には隅田川と隣接し、水と緑のネットワークを形成し、重要な役割を担っている。

本園中央部には、湿地を再現した通称トンボ池があり、多くの種類のトンボが見られる。園内には、芝生広場、クローバーの広場、流れ等の施設が整備されており、特に小さな子供達を対象とした人工の流れは、多くの利用がある。また、公園北側の一帯にシダレザクラを植樹し、桜の名所づくりを進めている。

なお、東京都地域防災計画及び荒川区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

2 過去の取組の成果等

当初「尾久の原公園マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

ボランティアと協力したトンボ池の浄化、除草、外来種の捕獲などにより、トンボが生息できる環境づくりが行われた。

○その他の目標

防災トイレや入口表示灯、かまどベンチなど、防災施設の整備により、避難場所としての防災機能が向上した。

また、シダレザクラ祭りが開催され、桜の名所づくりが進められている。

清掃の徹底により施設が常に清潔な状態に保たれるとともに、植栽管理も極めて良好であり、美しい緑の空間がつけられた。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定
- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成 22 年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・ 東京都公園審議会答申（平成 2 年 1 月）
- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成 27 年 3 月）
- ・ 都市計画公園緑地の整備方針（改定）（平成 23 年 12 月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成 18 年 1 月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成 26 年 12 月）
- ・ 東京都地域防災計画（平成 26 年 7 月）
- ・ 荒川区地域防災計画（平成 26 年）
- ・ 荒川区「都市計画マスタープラン」（平成 21 年）
- ・ 荒川区「緑の基本計画」（平成 21 年）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年 3 月）

Ⅱ 尾久の原公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称 都立尾久の原公園（おぐのはらこうえん）
開 園 日 平成 5 年 6 月 1 日
開園面積 61,841.28 m²（平成 26 年 10 月 1 日現在）
公園種別 運動公園
所 在 地 荒川区東尾久七丁目、町屋五丁目
アクセス 都電荒川線「東尾久三丁目」、JR 山手線「田端」から都バス（駒込病院～北千住駅）「大門小学校前」、日暮里・舎人ライナー「熊野前」

(2) 主な公園施設

池、流れ、子供の遊び場

2 利用状況等

(1) 利用概況

地域の利用者が中心で、広場外周の園路での散策やジョギングが日常の主な利用である。トンボを目当てとする来園も見受けられる。

なお、「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシソ類土壤汚染対策計画」（東京都環境局）が平成 26 年 10 月 10 日に告示され、開園区域南側の芝生広場及び中央西側水辺が「ダイオキシソ類土壤汚染対策地域」（以下、対策地域）に、残りの園地が「リスク管理地域」に定められ、対策事業が進められている。このため、対策事業の期間中は、一部、利用が制限される。

※「リスク管理地域」とは、「対策地域以外の、人が立ち入ることのできる地域で、対象地域と地歴が同一であり、表層においてダイオキシソ類の土壤環境基準超過は確認されていないものの、地中に汚染が存在する可能性がある場所」のこと。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	0	0	27,223	24,978	27,329	28,634
(人)	10月	11月	12月	1月	2月	3月
279,624	29,679	31,463	27,371	27,697	22,939	32,041

注) 4・5月は、環境調査のため利用ができませんでした。

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

3 団体・約 50 名が、花壇づくりや希少植物の保護、池の水質改善及び維持活動や自然観察などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（平成 25 年度実績は資料編参照）

「七夕飾り（都民参加よる七夕笹飾り）」「シダレザクラ祭り」などが行われた。

Ⅲ 尾久の原公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、防災訓練など災害発生を想定した取組や、非常用の発電設備等の導入による防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定避難場所（全域）
- ・荒川区地域防災計画による指定避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：自然とふれあえる場となる都立公園

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていく。

◎主な取組確認項目：生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・憩いやレクリエーションに利用されるゾーン
公園入り口に面した芝生広場と外周の園路は、休憩等のほか、ジョギングやウォーキングなどの利用に対応していく。
- ・子どもたちが自由に遊べるゾーン
地形勾配にあわせて自然に配置された開放的な原っぱは、子どもたちが自由に遊べるように草地としていく。原っぱの法面にある複合遊具については、子どもたちが安全に遊べるように、点検・補修等を行っていく。

E：休息・散策ゾーン

- ・市街地との緩衝のための樹林地のあるゾーン
豊かな緑を楽しむとともに、緑豊かな樹林地景観を育成してくとともに、散策・休息等の利用に対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・通称トンボ池と呼ばれる池、湿地のあるゾーン
自然観察を楽しめる。水質等を点検・維持し、生物の生息・生育環境の維持、保全を図る。

L：水辺・親水ゾーン

- ・芝生広場に面した水深の浅い流れのあるゾーン
修景池として機能させると同時に、夏場には子供たちが安全で快適に水遊びができるよう対応していく。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理所周辺のゾーン
利用者へのサービス提供の拠点として対応していく

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 尾久の原公園



記号	名称
A	多目的広場ゾーン
E	休息・散策ゾーン
K	環境共生・保水ゾーン
L	水辺・節水ゾーン
N	管理ヤードゾーン
Q	外縁部ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都編入/2500の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 次都市基次第300号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①水辺の自然環境の維持管理

湿地や池などをふまえ、多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

②ダイオキシン類土壤汚染対策計画の基づく維持管理

「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画」（東京都環境局、平成 26 年 10 月）に基づき、適切に行う。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①公園の個性を活かした体験や学び場の提供

自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子ども達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、湿地や池、シダレザクラなどの資源を活かした取組を行っていく。

②都民協働による公園づくり

シダレザクラの名所づくり、身近な動植物の保全活動、桜祭りなどのイベント・プログラムの企画・運営など、多様な分野において都民やNPO等との連携に留意し、都民協働による公園づくりを進めていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

なお、個別に方針を定める際には、「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画」（東京都環境局、平成 26 年 10 月）をふまえ、適切に行う。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、非常用の発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

IV 図面・写真

現況平面図 尾久の原公園



- 凡例 (記号)
- : 管理所
 - ▲: 休憩舎
 - : トイレ
 - ▲: 遊具
 - ▲: 複合遊具
 - ★: 身障者対応トイレ
 - ▲: 売店
 - : その他建物

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都編成(1/2500)の地図図面を使用して作成したものである。(承認番号) 28都計基交第35号

周辺土地利用図（空中写真）

尾久の原公園

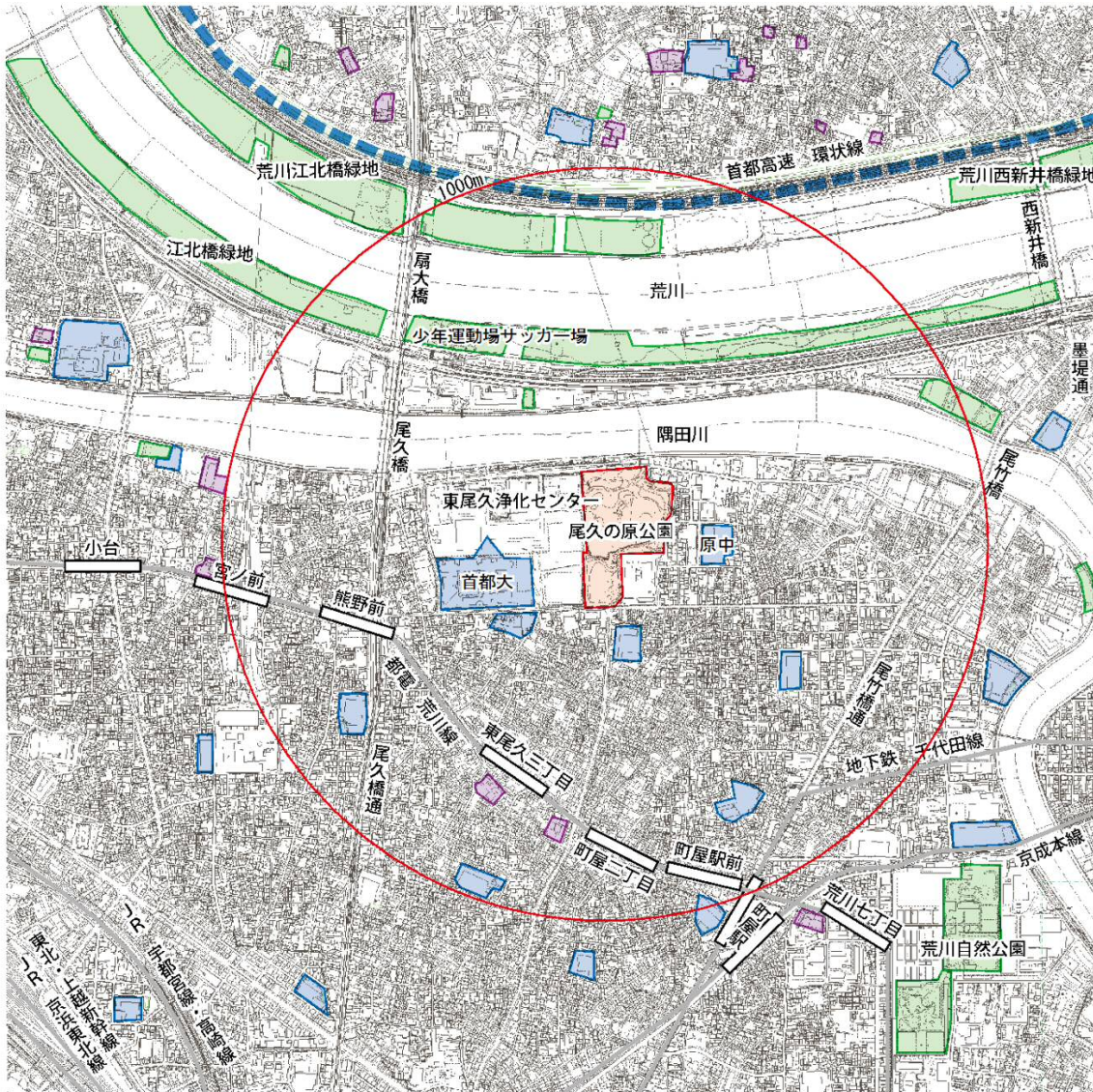


- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

平成26年3月撮影

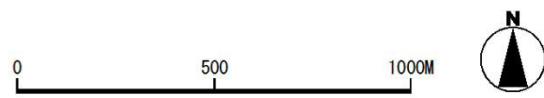
周辺土地利用図（地図）

尾久の原公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



尾久の原公園の現況写真 【平成 26 年 12 月撮影】

①湿地



⑤クローバーの広場



②地



⑥はらっぱ



③トンボ池



⑦子供の遊び場



④ウッドデッキ



⑧休息所



<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

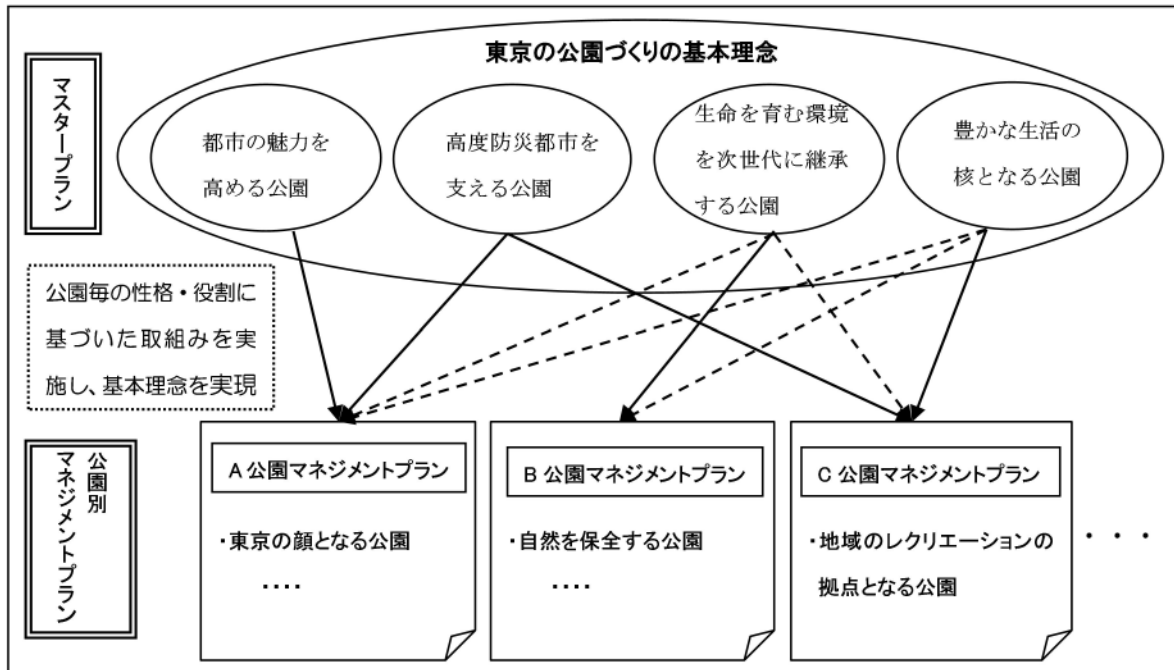
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、尾久の原公園が担うことになるプログラムには◎を、尾久の原公園が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム		
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○ ○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」 国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全	
		(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生	
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
			(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致
		(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
	基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入
(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実			災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策			公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化	
プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	○
			公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○

基本理念	プロジェクト		プログラム		
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、 街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実		
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進 都心部等における緑のネットワーク形成の推進		
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出 公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎	
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖 ズーストック計画の推進		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	◎ ○	
		(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備 自然の保全・回復に向けた雑木林の更新		
	基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
				ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集	○ ○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	○	
プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○	
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○ ○	
	(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	○		
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	○ ○		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○			

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



資料2 尾久の原公園に関する資料

(1) 公園の沿革

大正 7 年	旭電化尾久工場設置
1918 年	
昭和 53 年 8 月	「旭電化尾久工場跡地利用計画協議会」が発足
1978 年	
昭和 54 年	旭電化尾久工場の撤去
1979 年	
昭和 56 年 12 月	「旭電化尾久工場跡地利用基本構想等について」が提出され、
1981 年	東京都と合意
昭和 60 年	旭電化尾久工場跡地及びその周辺の「アメニティデザインガイド」を立案し、公園利用の方向性を提案
1985 年	
平成元年 3 月	都市計画決定
1989 年	
平成 5 年 6 月	開園（当初）
1993 年	

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・公園を含む荒川区北部一帯は、隅田川右岸に広がる標高 T. P+2.0 前後の沖積低地である。この低地は利根川、荒川によって形成された三角州で砂州、自然堤防等の微高地形の発達は乏しく、大部分が平坦地となっている。
- ・在来地盤は、四阿などの通常の公園建築物の支持地盤としては充分であるが、建築物などを設置する場合は杭支持が必要である。
- ・注目すべき植物群落としては、ヒメガマ群落があり、この群落は市街地の中に残された数少ない水生植物群落で、環境保全機能の高い植生としてトンボ類の生息・繁殖地にもなっている。
- ・本公園周辺は下町の工場地帯で住宅密集地となっており、数少ない、まとまった広さを持つ貴重なオープンスペースとしてその活用を期待されている。

2) 社会的環境

- ・本公園周辺の車両交通は、敷地北側の「原河岸通り」「旭電化通り」の二つが東西方向の主要道路として位置付けられる。これら東西方向の道路と接続する細街路は複雑に入り組んでいるため、広域圏からの利用者は旭電化通り、または原河岸道路からのアプローチが一般的となる。
- ・本公園は隅田川に隣接した立地環境にあるため、車両以外の交通条件は南側方向からが主となる。電車を利用する場合、都電荒川線の「東尾久三丁目」、日暮里・舎人ライナー「熊野前」が公園に最も近く、京成電鉄、東京メトロ千代田線の「町屋」駅は直線距離で約 1km である。

(3) 園内のトピックス

①池

通称トンボ池。湿地だったこの場所の自然が昔のままの姿で残されている。トンボの貴重な生息地である。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	1	1	5	3	2
映画等の撮影	6	4	1	3	6
その他	1	9	9	0	8

2) 主な催し物（平成25年度実施分）

・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	七夕飾り	7月	111
	2	秋の七草とお月見会	9月	30
	3	どんぐりイベント	10月	250
	4	花苗配布	6月	288
自主事業	1	ガーデニングデスク	6～3月	13
	2	手作りおもちゃで遊ぼう	7月/9月/10月/11月/12月	86

・指定管理者以外による催し

その他	1	シダレザクラ祭り	4月	—
-----	---	----------	----	---

3) 主な活動団体（平成25年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
尾久の原愛好会	公園の自然観察、希少植物保護	25
尾久の原公園花の会	花壇作り、花の植込み、管理	13
尾久の原公園トンボ池浄化の会	池の水質改善、維持活動、池の清掃、生物観察	1
公園美化の会	清掃	5